



(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において【介護保険給付対象サービス】とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下、「特定施設等サービス計画」という。)に基づき、事業者が利用者に対して提供する「介護予防特定入所者生活介護又は特定入所者生活介護」サービスのことであり、入浴・排泄・食事等の介助、その他に日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

- 2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とし入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。また、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において【介護保険給付対象外サービス】とは介護保険の給付対象となる前条の指定特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生省老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいいます。

(介護支援又は介護の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護支援サービス又は介護サービス(以下、「介護等」という。)を、原則として施設における利用者の専用住戸において提供します。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また、地方自治体が実施する事業に協力するように努めるものとします。

## 第2章 介護等の内容確認とその手続き

(要支援認定又は要介護認定に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、次のような内容の確認をおこないます。

- 一 要支援認定又は、要介護認定の内容及びその認定日、認定度、有効期間
- 二 認定審査会の意見書
- 三 市町村により確定されたその他の重要な事項

- 2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについて利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払いについて、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は、償還払いを希望するのか確認
- 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関し、サービスの内容及び

#### 利用料についての同意

- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

#### (特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

- 2 前項の原案又は変更案は、計画作成担当者が、利用者又はその家族に対して説明を行い、協議のうえ同意を得て決定します。その内容は利用者又はその家族に書面で交付します。

### 第3章 事業者の義務

#### (事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で知りえた利用者又は、その家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

### 第4章 サービスの料金の支払い

#### (サービス利用料金)

第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料金を、「要支援認定又は要介護認定に伴う確認」(第8条)及び「特定施設等サービス計画」(第9条)に基づき支払うものとします。

- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づく提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

#### (利用料金の変更)

第12条 本契約は第8条第2項第一号に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することが出来ます。

- 2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、事業者は、施設の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

#### (証明書の交付)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じて、サービス提供証明書を交付します。

- 2 前項のサービス提供証明書発行に際し、利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先について説明を求めることがあります。

#### (健康管理)

第 14 条 事業者は、利用者の健康状態に留意しつつ、事業者が別途定める健康管理基準に従い、看護職員による健康相談及び定期的健康診査を実施し、利用者の健康を維持します。

2 事業者は、利用者が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合には、事業者の協力医療機関、利用者の主治医または、事業者の施設において必要な治療等が受けられるよう、医療機関との連絡、紹介等の協力をします。

3 事業者は、利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、的確かつ迅速に応急処置をし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

#### (相談及び援助)

第 15 条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び利用者に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

#### (介護サービスの記録)

第 16 条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に際し作成した記録を、完了日から2年間保存します。

2 利用者または利用者の家族は事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に際し、事業者は謄写請求者に対し、実費相当額を請求することが出来ます。

### 第5章 契約の終了

#### (契約の終了事由)

第 17 条 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

一 要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合

二 利用者が死亡した場合

三 施設の入居契約が終了した場合

四 事業者が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定を取消された場合又は指定を辞退した場合

五 利用者が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合

六 第 16 条又は第 17 条に基づき本契約が解除又は解約された場合

#### (利用者からの契約解約)

第 18 条 利用者は本契約の有効期間中、事業者に対し、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に書面により通知するものとします。

#### (事業者からの契約解約)

第 19 条 事業者は利用者に対し、本契約に基づくサービス料金の支払いにつき、しばしば遅延し又は、支払いがない場合は、3ヶ月の予告期間において、この契約を解除することがあります。

- 2 利用者の行動が他の利用者の生命に危機を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することが出来ず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除できるものとします。
- 3 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
  - 一 一定の観察期間を置くこと。
  - 二 医師の意見を聴くこと
  - 三 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間を置くこと。
  - 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意見を確認するとともに、入居契約に定める身元引受人等の意見を聴くこと。

#### (精 算)

第20条 利用者が、特定施設入居者生活介護に関し、事業者から事前に受領している利用料等があり、精算の必要が生じた場合は、別途定める精算手続きにより精算します。

### 第6章

#### (苦情処理)

第21条 事業者は本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付け窓口を設置します。

2 利用者は事業者が本契約に基づき提供したサービスに関して、いつでも別紙重要事項説明書記載のご利用者相談室に苦情を申し立てることができます。

3 事業者は、前項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対処するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

### 第7章

#### (合意管轄)

第22条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

#### (契約の定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、事業者及び利用者の身元引受人が協議の上、誠意を持って解決するものとします。

上記の契約の成立を証とするため本契約書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

ご利用者	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約の定めるところに従い、貴施設において、各種サービスを利用することを申し込みます。			
	住所			
	氏名			印
	電話番号		FAX	
代筆者	私は、利用者の契約意思を確認し、利用者に代わって、上記の署名を行いました。 代筆者氏名 ( ) 利用者との関係 ( )			
	住所			
	氏名			印
	電話番号		FAX	
身元引受人	私は、以上契約の内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。			
	住所			
	氏名			印
	電話番号		FAX	
事業者	当事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者として利用者 _____ 様の申込みを受諾し、ここに定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所在地	東京都大田区西糀谷 4-2-12		
	名称	株式会社 ケアサービスゆき		
	代表者名	代表取締役 大槻 美保子		印
	電話番号	03(5737)5323	FAX	03(5737)5324
	説明者	氏 名 大槻 美保子		印

## 介護サービス等の一覧表

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	生活支援サービスの基本料金に含むサービス 月額50,820円 (消費税込) に含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示) (消費税込)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに及び 月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<b>&lt;基本(必須)サービス&gt;</b>				
状況把握(安否確認)	○ (朝食時)	—	○ (必要時)	—
・巡回 日中(9:00~17:00)	緊急時、オンコール時	—	○ (必要時)	—
・巡回 夜間(17:00~9:00)	緊急時、オンコール時	—	○ (2時間に1回)	—
生活相談	○	—	○ (随時)	—
緊急時対応	○ 24時間対応	—	○ (24時間対応)	—
オンコール対応	○ 24時間対応	—	○ (24時間対応)	—
<b>&lt;介護サービス&gt;</b>				
食事介助	—	1,573円/1回	○ (必要時)	—
排泄介助	—	1,210円/1回	○ (必要時)	—
おむつ交換	—	1,210円/1回	○ (必要時)	—
おむつ代	—	実 費	—	実 費
入浴(一般浴)介助	—	1,573円/1回	○ (週2回)	1,573円/3回以上
清拭	—	787円/1回	○ (必要な都度)	—
特浴介助	—	1,573円/1回	○ (週2回まで)	1,573円/3回以上
身辺介助	—	—	—	—
・体位交換	—	787円/1回	○ (必要時)	—
・居室からの移動	—	787円/1回	○ (必要時)	—
・衣類の着脱	—	787円/1回	○ (必要時)	—
・身だしなみ介助	—	787円/1回	○ (必要時)	—
機能訓練	—	—	○(計画に沿って実施)	—
通院介助 (協力医療機関)	—	1,331円/時	○ (必要時)	—
通院介助 (上記以外)	—	1,331円/時	—	1,331円/時
<b>&lt;生活サービス&gt;</b>				
居室清掃(掃除機かけ、簡単なトイレの清掃など)	—	1,089円/30分	○ (週2回まで)	1,089円/30分 (2回以上)
ゴミ出し	—	242円/1回	—	—
リネン交換	—	665円/30分	○ (週2回まで)	302円/1回 (2回以上)
日常の洗濯(洗濯機の仕掛ける・干す・収納まで)	—	302円/1回	○ (必要時)	302円/1回
居室配膳・下膳	—	145円/1回	○ (必要時)	—

## 介護サービス等の一覧表

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	生活支援サービスの基本料金を含むサービス 月額50,820円 (消費税込) を含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示) (消費税込)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに及び 月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
嗜好に応じた特別食		差額実費負担	(1日1回)	差額実費負担
おやつ	—	250円		250円
理美容	—	実 費		実 費
買物代行(通常の利用区域)	—	726円/1回		726円/1回
買物代行(上記以外の区域)	—	1,705円/1回		1,705円/1回
役所手続き代行	—	1,210円/1回+交通費		1,210円/1回+交通費
<健康管理サービス>				
定期健康診断	—	実費	○ 年2回(機会の提供)	実施
健康相談	(適宜実施)	—	○ (適宜実施)	—
生活指導・栄養指導	—	—		—
服薬支援	—	2,420円/月		—
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	—	2,420円/月		—
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス	—	実費(利用者より外部業者へ依頼)	—	実費(利用者より外部業者へ依頼)
入退院時の同行(協力医療機関)	—	1,331円/1時間	—	—
入退院時の同行(上記以外)	—	1,331円/1時間	—	1,331円/1時間
入院中の洗濯物交換・買物	—	クリーニング 買い物代等実費負担	—	実費(利用者より外部業者へ依頼)
入院中の見舞い訪問	(必要に応じ)		○ (週1回まで)	1,331円/1回 (2回目以上)
<その他サービス>				
レクリエーション	—	材料費等利用者実費	○ (適宜実施)	材料費等利用者実費

この様式は参考様式です。住宅ごとに、独自様式により作成しても差し支えありません。

- 注1) 自立、要支援及び要介護状態区分に応じて(※)介護サービス等の一覧表を作成すること。  
※自立、要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰ～Ⅴと区分した場合は8区分となるが、一覧表を分かりやすくする観点から、一覧表上サービス内容が同じ表現である場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
- 注2) 上記のサービスの項目については、少なくとも記載すべき事項を掲げており、住宅のサービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えないものであること。  
※住宅で行われるサービスは全て記載すること。
- 注3) 記入にあたっては、回数、費用負担を明らかにすること。
- 注4) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。